

関東地区協議会 幹事 各位

関東地区協議会組手審判講習会 参加者 各位

7月30日に、埼玉県武道館で開催された、関東地区協議会組手審判講習会にご参加くださり、誠にありがとうございました。

講習会における競技規定の説明につきまして、下記のとおり追加説明をいたしますので、各都道府県連盟審判員各位にご周知くださいますようお願い申し上げます。

競技規定 第8条：得点

8.6 得点

- ・ 1本（3ポイント）上段への蹴り技又は足の裏以外の部位がマットに接している相手に対する突き、打ち、蹴り技

講習会では、中段突きを放った選手の膝が床に接している場合も、足の裏以外の部位なので、その状態で技をかけられた場合、規定上は1本（3ポイント）となる。しかし、この部分は今後運用の中で確定していくので、情報に注意してほしいと説明しました。

この度、運用として、このような状況においては、通常の立っている状態とみなし、突き技なら有効（1ポイント）、中段への蹴り技なら技あり（2ポイント）、上段への蹴り技なら（3ポイント）となることを確認できました。

上記のとおり運用してまいりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

令和5年8月4日

関東地区協議会組手審判講習会 講師（競技規定説明担当） 高橋昇